

第7弾
燕応援フェニックスクーポン
～ 取扱店舗募集要領 ～

令和7年7月



1. 事業の目的

燕市は、エネルギー価格や食料品等の物価高騰の影響を受けた市民の家計負担の軽減や、材料費等の高騰に直面している市内飲食店等への影響を消費喚起により緩和するため、「燕応援フェニックスクーポン券（第7弾）」を発行します。

2. 燕応援フェニックスクーポン券（第7弾）の内容

「燕応援フェニックスクーポン券(第7弾)」は、燕市が発行し、燕市民があらかじめ登録された市内事業者の商品・サービスの提供を受ける際に割引券としてお使いいただくクーポン券です。

このクーポン券は、燕市に住民登録がある世帯主あてに郵送で配布します。取扱店舗の一覧は、世帯主あてに郵送するクーポン券に同封します（※）。また、燕市ホームページでも掲載します。

（※）7月14日までに申請・登録された店舗に限る。

■クーポン券の概要

(1) 券の色

オレンジ

(2) 割引額

1枚500円

税込1,000円の商品サービスの購入につき

1枚使用可能

(3) 配布枚数

1世帯あたり8枚

(4) クーポン券の使用期間

令和7年8月末の郵送後

～ 令和7年12月31日（日曜）

(5) クーポン券が使える店舗

- ・燕市に登録店舗の申請をして「燕市燕応援フェニックスクーポン事業登録店舗承認決定通知書」で通知を受けた事業者
- ・店頭掲示用のポスター(A4サイズ2枚)を登録決定通知書と一緒に送付

(6) クーポン券による割引

登録店舗は「燕応援フェニックスクーポン券」

分を値引きして商品及びサービスをお客様に提供

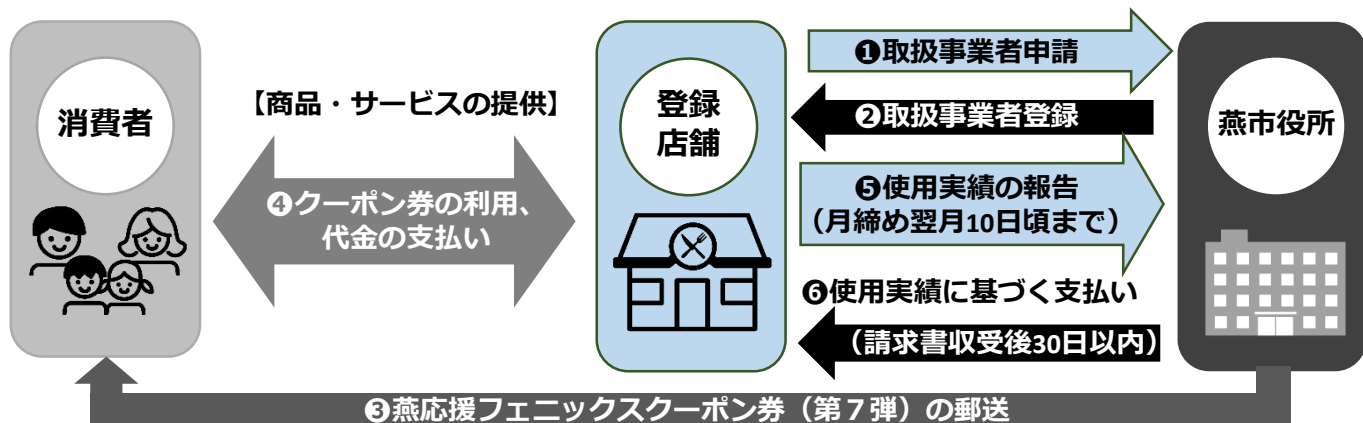
【クーポン券(イメージ)】



【取扱店舗ポスター(イメージ)】



「燕応援フェニックスクーポン券（第7弾）」ながれ



「燕応援フェニックスクーポン券（第7弾）」の利用について

- ・クーポン券は、取扱店舗として登録された店舗などが提供する商品・サービスの割引券として利用できるクーポン券です。
- ・クーポン券は、個人消費のためのクーポン券です。事業用途に使用することはできません。
- ・クーポン券は、税込み1,000円を基準額とし、商品・サービスの合計額に応じて使用できる券の枚数を判断してください。

㊦ 購入額とクーポン券使用枚数（例）

- 税込み 800円の会計・・・使用できません。全額をお客様が負担
- 税込み1,200円の会計・・・1枚使用可能。700円をお客様が負担
- 税込み3,600円の会計・・・3枚使用可能。2,100円をお客様が負担

- ・コピーしたクーポン券の使用はできません。また、大きく破損したものは使用できません。市はこれらの換金には応じません。コピー使用の疑いや大きく破損した券をお持ちのお客様が来店した場合は、取扱店舗の責任において割引きをお断りするなどの対応をお願いします。
- ・クーポン券とその他の割引券などとの併用は、各事業者に一任します。

クーポン券の取り扱い上の注意

- ・クーポン券の裏面には店舗で受け取ったことを証明するために、使用年月日、店舗名（手書き、ゴム版など）を漏れなく記載してください。**※記載が無いクーポン券は対象外になります。**
- ・使用実績・請求時に提出するクーポン券は、**事業者において切り離して1枚の状態に整え、当月25日、翌月10日を“目途”に提出してください。**（月2回請求可です。）
また、機械で処理するのでホッチキス留めなどは行わないでください。
- ・使用実績書類を提出する際は、複数月分をまとめて提出いただくことも可能ですが、**1枚の請求書で●月～●月分とせず、必ず1枚の請求書につき、1カ月分としてそれぞれ作成してください。**
- ・市役所窓口で使用実績書類を直接ご持参いただく場合、市はその場で枚数確認はしません。受領後に複数の者でクーポン券の裏面確認、枚数確認等を作業を行います。

★確認作業において枚数相違や請求書中の訂正箇所の押印もれなどにより、事務処理が遅れる場合があります。他の取り扱い店舗への振込処理が遅れる原因にもなりますので、チェックシートをご活用ください。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

3. 取扱店舗の登録

(1) 応募できる事業者

登録店舗に応募できる事業者は、次の11項目の全部に該当する事業者です。

- ① 市内で直接消費者と接して商品・サービスを提供する中小企業者です。
- ② 日本標準産業分類の表1に該当する業種です。
- ③ 公の施設、学校施設、医療施設及び社会福祉施設内で営業している店舗ではありません。
- ④ 大規模小売店舗立地法による届け出をし、面積1,000㎡以上の店舗のテナントとして営業している店舗ではありません。
- ⑤ お客様からの問い合わせに直接対応することができます。
- ⑥ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗等の営業はしていません。
- ⑦ 政治又は宗教活動等を目的とする事業はしていません。
- ⑧ 公序良俗に反する事業はしていません。
- ⑨ 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動はしていません（同居の親族を含む）。
- ⑩ 市の広報媒体への掲載、アンケート調査等に協力・同意します。
- ⑪ 燕市の税金に未納（滞納）はありません。

「表1 対象業種」

大 分 類	中分類 小分類	業 種 名
H-運輸業、郵便業	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
I -卸売業、小売業	56	各種商品小売業 （ただし、小分類561 百貨店、小分類562 総合スーパーマーケット及び小分類565 ホームセンターを除く。小分類563 コンビニエンスストア、小分類564 ドラッグストア及び小分類566 均一価格店はフランチャイズ、チェーン店に限り除く。）
	57	織物・衣類・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

大 分 類	中分類 小分類	業 種 名
K-不動産業、物品賃貸業	704	自動車賃貸業
	705	スポーツ・娯楽用品賃貸業
	709	その他の物品賃貸業
L-学術研究、専門・技術サービス業	741	獣医業
	746	写真業
M-宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店（ただし、単一資本によるフランチャイズ、チェーン店のうち、国内に30店舗以上の店舗を有する事業者を除く。）
	77	持ち帰り・宅配飲食サービス業
N-生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	804	スポーツ施設提供業
	806	遊技場（ただし、パチンコホールは除く）
	809	その他の娯楽業
O-教育、学術支援業	824	教養・技能教授業
	829	他に分類されない教育、学習支援業
R-サービス業（他に分類されないもの）	89	自動車整備業
	90	機械等修理業

4. 対象になる商品・サービス

クーポン券は、個人消費を目的とした商品・サービスに利用できます。

次の商品・サービス等の購入、債務の支払いに使用することはできません。

- （１）事業用途の取り引き
- （２）不動産又は金融商品
- （３）たばこ
- （４）商品券、プリペイドカード、切手、新幹線チケット等の換金性が高いもの
- （５）国税、地方税、使用料等の公租公課

5. 応募期間

令和7年**7月1日**(火曜日) ～ **随時受付**

6. 応募の方法

クーポン券の取り扱いを希望する事業者は、あらかじめ店舗の登録手続きが必要です。

また、「燕応援フェニックスクーポン券（第6弾）」の取扱事業者には、7月上旬に継続の有無に関する届出書を郵送します。**7月14日までに継続の有無に関わらず必ず提出してください。期限内に提出されない場合は“継続しない”として取り扱います。**

【申請に必要な書類】

（1）燕市燕応援フェニックスクーポン事業登録店舗申請書（様式第1号）

（2）事業を営んでいることが確認できる書類の写し

確定申告書B、法人事業概況説明書、営業許可証、開業届出書、法人設立届出書など

（3）市税の納税証明書

燕市税の納税がある者で、申請書中の同意及び誓約欄に記入した者は不要です。ただし、**事業者（法人・個人）の市区町村税の納税地が燕市外の場合は、事業者が市区町村税を納付している自治体が発行した「市区町村税に未納がないことを証明する書類」を提出してください。**

【提出方法】

郵送、ファックス、メールのいずれかの方法で担当に提出してください。

7. お問い合わせ

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市役所産業振興部商工振興課 産業支援係

電話0256-77-8231（直通）／ファックス：0256-77-8306

E-mail：shoko@city.tsubame.lg.jp

✓ 燕応援フェニックスクーポン事業は、燕市燕応援フェニックスクーポン事業実施要綱に定めるもののほか、この要領に基づいて運用されています。

✓ この要領の内容は、予告なく一部変更等が生じる場合があります。

燕市長 様

申請者
〒 ー
住 所
氏 名

燕市燕応援フェニックスクーポン事業登録店舗申請書

燕市燕応援フェニックスクーポン事業実施要綱第4条及び第5条の規定により、次のとおり申請及び誓約します。

1. 基本情報 (ホームページ等で公開する情報ですので、正しく記載してください。)

※登録を希望する店舗が複数ある場合は、店舗ごとに申請書をご提出ください。

店舗等の名称	(よみがな)		
店舗等の所在地	〒959 -	燕市	
電 話			
主な取扱い商品・サービス			

2. 登録情報・担当者連絡先 (申請に関する確認等で利用します。公開はしません。)

業種分類		業種名	
担当者名		電話番号	

3. 同意及び誓約

1. 本事業における登録店舗の決定に必要な納税状況について、燕市が公簿等で確認することに同意します。
2. 燕市燕応援フェニックスクーポン事業実施要綱及び取扱事業者募集要領の内容を遵守してクーポン券を適切に取り扱うとともに、市の指示に従うことを誓約します。

年 月 日

申請者：【法人の場合】

事業者名
代表者名

【個人事業主の場合】

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

※個人事業主で代表者が市外に居住の場合は、所轄の市区町村が発行した納税証明書(市税に未納が無いことを証するもの)が必要になります。

4. 添付書類

- ・事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- ・その他市長が必要と認めるもの

新規登録記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

燕市長 様

申請者

〒959-0295

住所 燕市吉田西太田1934番地

氏名 燕 太郎



法人の場合は法人欄に記入、個人事業主の場合は個人事業主の欄にそれぞれ記入してください。

※直筆の場合には押印不要です。ゴム版等を用いる場合は必ず代表者の印が必要です。
※印は朱肉を用いる印鑑を押してください。

燕市燕応援フェニックスクーポン事業登録店舗申請書

燕市燕応援フェニックスクーポン事業実施要綱第4条及び第5条の規定により、次のとおり申請及び誓約します。

1. 基本情報 (ホームページ等で公開する情報ですので、正しく記載してください。)

※登録を希望する店舗が複数ある場合は、店舗ごとに申請書をご提出ください。

店舗等の名称	(よみがな ふえにつくすしょくどう) フェニックス食堂
店舗等の所在地	〒959-〇〇〇〇 燕市燕市〇〇〇5678番地
電話	0256-〇〇〇-〇〇〇〇
主な取扱い商品・サービス	ラーメン、定食

要領に記載されている
業種番号・業種を記入

2. 登録情報・担当者連絡先 (申請に関する確認等で利用します。公開はしません。)

日中に連絡が
つく電話番号

業種分類	76	業種名	飲食店
担当者名	燕 花子	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

3. 同意及び誓約

- 本事業における登録店舗の決定に必要な納税状況について、燕市が公簿等で確認することに同意します。
- 燕市燕応援フェニックスクーポン事業実施要綱及び取扱事業者募集要領の内容を遵守してクーポン券を適切に取り扱うとともに、市の指示に従うことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者：【法人の場合】

事業者名

代表者名

新潟県燕市〇〇999番地

株式会社

代表取締役

代表
者印

【個人事業主の場合】

住

氏

生年月日

燕市吉田西太田1934番地

燕 太郎

昭・平 〇〇年 〇〇月 〇〇日

所轄の市区町村が発行した納税証明書(市税に未納が無いことを証するもの)が必要に

法人の場合は法人欄、個人事業主の場合は個人事業主の欄にそれぞれ記入してください。

※代表者(申請者)の直筆の場合には押印不要です。ゴム版等を用いる場合は必ず代表者の印が必要です。朱肉を用いる印鑑

※個人事業主の場合は代表者(申請者)の生年月日も記入してください。

4. 添付書類

- 事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- その他市長が必要と認めるもの